

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月13日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉再循環ポンプ(A)モータ下部案内軸受温度において、指示変動(約48 からオーバースケール)が認められたため、当該温度検出器を点検調整。(関連パラメータに有意な変動無し)	G	
2	4号機	循環水系復水器(A,C)第一入口水室圧力指示計取出しノズルねじ込み部において、にじみ程度の海水もれが認められたため、当該箇所を補修。	G	
3	4号機	圧力抑制室内点検時、異物(テープ片1個、繊維状の糸2個)を発見したため、当該異物を回収。	G	
4	4号機	炉心性能計算機点検時、構成機器の障害発生時に障害メッセージ表示をしないことが認められたため、当該計算機を点検補修。	G	
5	4号機	選択制御棒挿入機能検査時、模擬信号投入後に発生すべき警報が発生しないことから検査を中断し、確認したところ、検査条件(タービン加減弁閉)がタービンリセット状態で条件成立しないことが認められたため、安全処置(タービン加減弁閉模擬)を追加し、検査を再開。	G	
6	その他	福島第一原子力発電所において、過去のPRTR法に基づく福島県への届出及び第一種指定化学物質使用量等の報告書にデータ値の一部に誤記が認められ、水平展開として確認していたところ、データ値の一部に誤記が認められたため、対応検討。	G	